

特別支援教育

ねらい

障がいのある生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な指導及び支援を行う。

(1) 校内委員会

① 校内委員会の役割

- ・学習面や行動面で特別な教育的支援が必要な生徒に対して早期に気づく。
- ・特別な教育支援が必要な生徒の実態把握を行い、支援の方法を具体化する。
- ・保護者や関係機関、校内関係者と連携して、特別な教育的支援を必要とする生徒に対して個別の教育支援計画を作成する。
- ・特別な教育的支援が必要な生徒への指導とその保護者との連携について、全職員の共通理解を図る。また、そのための校内研修を推進する。
- ・巡回相談、専門チームの活用について検討する。
- ・保護者相談の窓口となるとともに、理解推進の中心となる。

② 本年度の取り組み計画

	委員会	
4月	校内委員会 現職教育	本年度の研究指導計画について 本年度の特別支援教育体制について
5月	校内委員会	気になる生徒の実態把握について・情報収集
6月		(気付きのチェックシート及び支援シート記入)
7月	校内委員会	気付きのチェックシート及び支援シートの集約 (巡回相談員派遣要請)
8月		
9月	校内委員会	個別の指導計画検討・作成
10月	現職教育	個別の指導計画報告 (巡回相談員派遣要請)
11月		
12月	(就学指導委員会)	新1年生の特別支援学級入級検討
1月	校内委員会	個別の指導計画中間報告会
2月	現職教育	個別の支援計画 支援経過報告 (巡回相談員派遣要請)
3月	校内委員会	本年度の支援の振り返り(反省と課題)

(2) 就学指導委員会

- ・就学指導委員会等の要請に基づいて校内委員会と関連して、特別支援学級の入級等、生徒一人ひとりの適正就学について検討する。
- ・就学指導委員会は12月の他に、特別支援校内委員会等からの要請で必要に応じて開く。